

一口にワーキンググループの参加者といつても、何十年ものJuvenile Clinicの経験者もいれば、つい最近自らの手で、やっとクリニックを立ち上げた人などさまざまである。経験が浅い教員は、経験の長い教員からアドバイスを受けることで、より適切な学生の指導を行うヒントを得ることができるようになる。また、このような経験を共有する場所が用意されることで、クリニックのよい意味での標準化も行われることになる。

Juvenileのワーキンググループにおいては、長い臨床教育経験を持つニューヨーク大学のランディ・ハーツ教授がコーディネーターとして参加しており、彼が時折行うアドバイスは、筆者のみならず、多くの参加者から歓迎されていた。

最後に重要なのは、本大会の持つアットホームな雰囲気は、臨床法学教育に関する教員にとって、今後の活動の精神的な拠り所を与えるものになっている、ということである。

全体昼食会で新規参加者を紹介する「ウェルカム・セレモニー」は、「臨床法学教育によるこそ」という意味合いを持ち、臨床法学への継続的な関与に対するインセンティブを高めるものとなっている。臨床法学教育がアメリカのロースクールにおいてここまで受け入れ、盛んになってきている背景には、このような学会の努力も無視できないのでは感じた。

5. おわりに

以上、筆者が参加した臨床法学教育に関する3つの大会を、「ネットワーキング」をキーワードとして概観した。実際に参加してみて、アメリカにおいては、多様なネットワーキングの場が用意されていることを実感した。ネットワーキングが適切に行われることで、教員相互の情報交換が活発化し、それが臨床法学教育教員のスキルアップにもつながる。

そして、このスキルアップは、学生のために役立つだけではなく、クライアントの利益になることを忘れてはならない。日本では、やっと臨床法学教育学会が虚声をあげたばかりだが、今後は、年次大会だけではなく、ネットワーキングを促進するような地域単位の活動も行うことが望まれる。

海外の臨床法学教育

2008年度アメリカ法科大学院協会 臨床法学大会 参加報告

III. アメリカ臨床法学大会に見るエクスターンシップ教育の多様性

中綱栄美子（早稲田大学法務教育研究センター次席研究員）

1.はじめに

2008年度アメリカ法科大学院協会臨床法学大会への出席の機会を得た。同会への出席に際して、私の主たる目的はエクスター・シップ・プログラムに関する情報収集、とくに米国ロースクールで実際にプログラムを担当している教員から有益な示唆を受けるというものであった。2004年の法科大学院設立により、日本においても臨床法学教育が強く意識されるようになった。臨床法学教育は、従来の法医学の中では大きく発展しえなかった分野であり、米国ロースクールの“Clinical Legal Education”から強く影響を受け新しく生まれたカリキュラムといえる。しかしながら、この「臨床法学教育」というものが、そもそもいかなるもので、何をどのように教えるのか、何をどこまで法科大学院の学生に体験させるのか、については統一的な見解が形成されているわけではない。“Clinical”という言葉から、それはリーガル・クリニックを指しており、エクスター・シップは厳密には含まれないとする意見もあった。

2008年4月に創設された(日本)臨床法学教育学会(JCLEA)では、会則の中に「前項)臨床法学教育とは、リーガル・クリニック、エクスター・シップ、シミュレーション、法律相談、法情調査、法文書作成及びそれらに関連する法医学の方法を意味するものとする」(会則第2条2項)とあり、本稿では臨床法学教育をこのように広義に解釈して考察してゆきたい。

現在74校ある日本の法科大学院の中には、リーガル・クリニックを行っていない所もあるが、エクスター・シップについては多くの大学がカリキュラムに取り入れている。ただし、その目的や内容、期間などは様々であり、その現状を、米国ロースクールの培ってきた経験と比較すると、将来に向かって改善すべき課題が幾ばくか見えてくるようと思われる。

ワーキング・グループ (WG) リスト				
WG#1 ADR	WG#2 上訴	WG#3 民事	WG#4 民事	WG#5 臨床運用
WG#6 地域経済発展	WG#7 地政ローマン法	WG#8 刑事	WG#9 少年	WG#10
WG#11 障害と教育	WG#12 環境・土地利用	WG#13 エクスター ン	WG#14 エクスター ン	WG#15 家事 子どもの権利
WG#16 家事	WG#17 家事	WG#18 住居	WG#19 人権	WG#20 移民
DV	DV	WG#23 新入クリニック	WG#24 公益活動 高齢者・AIDS 問題	WG#25 一般 混合問題
WG#21 移民	WG#22 学際的問題			

2. エクスターンシップ関係のセッション

大会では、参加者が一同に集う全体会のほか、テーマ別にワーキング・グループ (WG) に分かれて行われる小セッションが開催された。2008年は上記リストのテーマでワーキング・グループが25設けられていた。民事 (WG#3, #4) や刑事 (WG#8, #9)、エクスター
ンシップ (WG#13, #14)、ドメスティック・バイオレンス (WG#18, 19)などは希望
者が多かったため同一テーマでも2グループが作られていることがわかる。各グループ
は10数名～20数名で構成されている。

この内、私が参加したのはワーキング・グループ #14のエクスター
ンシップをテーマ
とするセッションである。同グループの中で外国からの参加者は私一人だけであったが、
他の全員が「米国人」といっても、アングロ・サクソン、アフリカン、ユダヤ、インド、ラ
テンなど多様であり、異なる文化的バックグラウンドを前提としていたことが興味深い。
参加者はロースクールでエクスター
ンシップを担当している教員で、就任してまだ2、3
年という若手から裁判官を退官してクリニシャンになったという年配の方まで年齢層は
様々であった。大学も州立大学、私立大学の双方から参加者があり、地域や定員規模にも
相違がみられた。同じメンバーで第1日目～第3日目まで計3回(各1時間半)のセッショ
ンが組まれており、テーマは各日の全体会テーマと連動していた(各テーマについては須
細報告参照)。

少人数のセッションのため、全体会以上に活発な議論が交わされた。後述するように、
エクスター
ンシップの内容も、各大学の特色があり、教員の経験や意見も様々であった。

3. 米国のエクスター ンシップ・プログラム

前述ワーキング・グループで知り合ったエクスター
ンシップ担当教員数名に若干のイン
タビューを試みた。以下に3名の教員の方からいただいた情報を紹介する。

(1) Lisa Lerman 教授 (The Catholic University of America, Columbus School of Law) か
らはエクスター
ンシップに関する有益な情報サイトをご紹介いただいた。LEXTERNWEB
(<http://lawctua.edu/externweb/index.htm> 参照) は「Resources for Legal Externships」
というサブタイトルが付いている通り、エクスター
ンシップ・プログラムに関する各校
の概要、使用教材、統計などが掲載されている。同サイトは Lerman 教授の同僚にあたる
Sandy Ogilvy 教授が提供している。Ogilvy 教授自身は民事訴訟法や不法行為 (Torts)
などの基本科目のほか無罪事件クリニックを担当している。同サイトにはエクスター
ンシップに関する書誌情報なども掲載されており、最近の文献としては、例えば、「Bernadette T.
Feeley, Examining the Use of For-Profit Placements in Law School Externship Programs,
14 Clin. L. Rev. 37 (2007)」や「Carolyn R. Young & Barbara A. Blanco, What Students
Don't Know Will Hurt Them: A Frank View from the Field on How to Better Prepare Our
Clinic and Externship Students, 14 Clin. L. Rev. 105 (2007)」などが紹介されている。日
米の相違を踏まえる上で、Clinical Law Review などのクリニック関係法律雑誌を定期的
に目を通すことが重要だが、これまで日本ではありません論文紹介がないのが現状であるよう
に思われる。

(2) Nancy M. Maurer 教授 (Albany Law School) からはエクスター
ンシップの目的につ
いて有益な示唆を得た。Maurer 教授の大学はニューヨーク州の州都 (Albany) に位置し
ている。同州のロースクールは伝統的に公益性を重視した臨床法学教育を行っていた。そ
のためか、エクスター
ンシップの学生受入れ先としては、公益性の高い機関、即ち政府 (関
係)、裁判所、非営利団体となっている。逆に日本に多くみられる法律事務所への派遣は
原則行われていない。また、エクスター
ンシップ先に派遣されても、週に一度は大学で行
われるセミナーに参加する必要があり、定期的なファードバックが図られていることが特
徴的である。

(3) Andrew Silverman 教授 (The University of Arizona) からは刑事に関するプログラム
を伺った。アリゾナ大学では、4つのインハウス・クリニックと2つのオンラインサイト・ク
リニック (こちらがエクスター
ンシップに相当) がある。後者には刑事クリニック (公選
弁護人のオフィスで重罪、輕罪、少年事件等を取り扱う) と刑事訴追クリニック (検察庁
で同じく重罪、輕罪、諸往年事件等を扱う) がある。検察 (庁) でのエクスター
ンシップは日本
でまだ行われておらず、今後の導入を検討する上で興味深い事例である。
なお、前述したワーキング・グループの他に幾つかの分科会が同時平行して行われていた
が、その中に「カーネギー・レポートとエクスター
ンシップ」というセッションがあつ
た。ここでいうカーネギー・レポート (The Carnegie Report) とは2007年に出版され
た "Educating Lawyers: Preparation for the Profession of Law" という書籍で、William M.
Sullivan 氏ほか4名が執筆し、北米のロースクール16校での調査を踏まえて出版されて

いる。同レポートでは、ロースクールが従事すべき3つの“Apprenticeship”（研修）が述べられており、それらは①知的（intellectual or cognitive）研修、②専門技能（expert practice）研修、③法曹倫理・社会倫理のための（ethical-social）研修とされた。エクスターンシップは3つの研修のうち、②と③に深い関わりを持っている。それは学生を実務に近い状況に置くことにより、現実の依頼者や事件や裁判所というものを実感してもらうことが可能となるからである。同レポートはロースクールにおける教育において、②と③についてなお不十分な点が多いと指摘しており、今後どのような改善が図られるかが注目される。

4. エクスターンシップの現状と課題

日本の臨床法学教育は確かに米国をモデルとしているが、エクスターンシップの現況については多くの相違点が見られることが今回の大会参加で実感できた。第一に、同総会でテーマとなった文化横断的論点、異文化間の相違を考慮した指導方法については、ほとんど日本では省みられないのが現状ではないだろうか。確かに、日本は米国のように多種多様な民族・文化が混在する国家ではないが、それでも在日韓国人、日系ラテン・アメリカ人、アメリカン等、教育を行う上で配慮すべき要素は存在している。これとは別に、将来的に国際プログラム等の充実が図られ、法科大学院を訪れる外国人学生も増える可能性も念頭に置いておく必要がある（従来の交換留学プログラムのほかに、外国人向けのLLMコースの創設など）。そうしてみると、同テーマについても今後、重要性が増していくといえる。

第二に、エクスターンシップの目的、期間、体制について、定期的に見直しをはかる必要があるように感じられた。中央教育審議会の答申（平成14年8月5日）をみると、エクスターンシップに関しては、「注記に「法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で研修を行う。」と記されていますが、その内容となると大方が各法科大学院の裁量に委ねられている。エクスターンシップは実務基礎科目群に位置づけられていることからも明らかに、クリニックと並んで実務を直に学ばせる場であるはずだが、その最低到達目的を、“学生が将来自分の行きたい所をちょっと見て、体験する”機会とのみ捉えて良いものかどうかが問題となる。

本学（早稲田）の場合、派遣期間の標準は夏休み期間を利用した2週間（2単位）である（受け先によっては3週間 - 3単位のプログラムもありますが、数としては少ない）。他に1週間の試行プログラム（単位認定なし）も若干ではあるが用意されている。プログラムの履修は2・3年生が中心だが、受け入れ枠に空きがあれば1年生の試行としての参加も認められている。ここで留意すべきは、前述インタビューをした米国ロースクールとは異なり、派遣期間中のチェックがほとんどできることである。もちろん事前には派遣先の担当弁護士にお願いして、本学プログラムについて理解を求めるとともに、守秘義務等の必要な措置を講じてはいるが、実際の派遣期間中に、どんな事件を扱い、どこまで学生が開

むりを持つのか、というのは各担当弁護士にほぼ一任する形になってしまっている。本学の場合は、学生の受け入れを各弁護士の方へボランティアでお願いしており、あまり過重な教育負担を強いることもできないという事情もある。加えて、夏期休業期間を利用して全国へ派遣された学生の状況について一つ一つ教員が訪問してチェックすることは不可能であるとしても今後、現場を見る機会を増やすことは検討すべきことであろう。特に、新規でお願いした派遣先や学生からクレームのあつた派遣先については注意する必要がある。

第三に、派遣先についてだが、エクスターンシップ派遣先の多くは法律事務所となっており、これは当然のことと言えるが、法曹の多様化や近年の就職問題を考えると、今後は企業法務、企業内弁護士としての活躍を企図して、その方面的派遣先を充実させる必要がある。大企業であれば必ず法科大学院修了生の力量が分からず、どのような基準で採用してよいか分からず、などの理由で、多数の就職には結びついていないのが現状である。また、官公庁へのエクスターンシップは、経済産業省や法務省で行われ始めたものの、受け入れ人数としてはまだ少なく、米国にみられるような裁判所や検察（検察官）での受け入れは行われていない。この点は研修所での実務修習との関係を併せて考えなければならないが、在学中に裁判研修や検察研修なるエクスターングが可能となれば、司法試験合格後、修習生となった際、従来よりも質的に向上が狙えることになる。

さらに、公益を意識したプログラムの充実も望まれる。前述ニューヨーク州の法曹教育にみられるような「社会的・経済的弱者救済」を意識した派遣先を検討する必要がある。本学の場合、「全国ケレジット・サラ金被害者連絡協議会」「夜明けの会」「(社)家庭問題情報センター」「(社)自由人権協会(JCJU)」「全国ケレジット・サラ金被害者連絡協議会」「太陽の会」などの団体に学生の受け入れをお願いしている。法律事務所の中にも「ひまわり基金法律事務所」や「法テラス法律事務所」など公益を重視する所へ学生を派遣している。実際の進路先をどうするかは別としても、法科大学院の学生が在学中に公益を重視したプログラムに参加し、限られた期間とはいえ、実務に接することは貴重な経験となるのはなかろうか。

以上、臨床法学会に参加し、本学との現状を踏まえて思うところを率直に述べてみた。臨床法学教育につき、米国ロースクールから学ぶべき点は多く、今後、両国の教員が、より一層の学術・経験交流していくことが期待される。

<臨床法学セミナー>

既刊

第1号 広島大学における臨床法学教育 2008年1月刊

第2号 1. 北海道大学における臨床法学教育
2. 大学附設法律事務所の課題 2008年2月刊

第3号 一橋大学における臨床法学教育 2008年3月刊

第4号 新潟大学における臨床法学教育 2008年3月刊

第5号 シンポジウム「法書技能の鍛錬とシミュレーション」
2008年9月刊

第6号 「全国クリニック調査報告書」(臨時増刊)
2009年4月刊

臨床法学セミナー 第7号

2009年9月25日 発行

〒169-0050 新宿区西早稲田1-6-1
早稲田大学臨床法学教育研究所

発行人 宮川成雄

Rinshohoken-Jimug@ist.waseda.jp